

令和8年度子ども体力向上事業募集要項

1 目的

この要項は、子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実を図るため、徳島県県民スポーツ振興事業補助金交付要綱に基づき実施する「令和8年度子ども体力向上事業」の募集に関して必要な事項を定める。

2 対象団体

補助金の対象となる団体（以下、「補助事業者」という。）は、総合型地域スポーツクラブ（創設準備中を含む。）や競技団体等のうち、次の要件を満たしている団体とする。

- (1) 徳島県内に住所又は活動の本拠地を有すること。
- (2) 役員・会員等で構成した組織であること。
- (3) 対象団体は、団体運営についての規約等を有し、かつ代表者及び所在地が明らかであること。
- (4) 予算や決算、事業報告を的確に行っていること。
- (5) 政治上の主義もしくは施策、または宗教上の教義を推進・支持し、またはこれに反対する活動を行っていないこと。

3 対象事業

補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 地域に密着して実施する「子どもの体力向上」に寄与する事業

（例）・マルチスポーツ教室として展開する事業

- ・単一又は複数種目の運動を継続的に経験する場を提供する事業
 - ・運動遊びにより、日常における運動習慣の定着化を図る事業
 - ・レクリエーションスポーツを活用し、気軽に運動できる場を提供する事業
 - ・親子や家族で運動・スポーツを親しむ事業
- 等

(2) 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

- ア 当該イベントが営利を目的としている事業
- イ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ウ 他の機関・団体等から委託又は委託金の交付を受けて行う事業
- エ その他、補助対象として適当でないと判断したもの

(3) 申請できる件数は、1団体1件とする。

(4) 企画提案における審査、採択については、次の視点に着目する。

- ア 新規事業であり、優れた成果が期待できる事業であること。
- イ 幼児期からの多様な運動遊び、スポーツを促進する事業であること。
- ウ 働き世代のスポーツ実施率が低迷している現状を踏まえた、親子や家族で運動・スポーツを親しむ事業であること。

4 事業実施期間

事業の実施期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

5 対象経費

(1) 補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- ア 報償費（講師等謝金）
- イ 旅費（講師等旅費）
- ウ 需用費（消耗品費、印刷製本費等）
- エ 委託料（会場警備等）
- オ 役務費（通信運搬費、筆耕料、イベント保険料等）
- カ 使用料及び賃借料（会場借上料、設備使用料、機材・車両借上料等）

補助事業者が会員向けに実施している教室メニュー等を活用して申請を行う場合、新規事業分のみを対象経費として認める（経常的経費（講師等謝金、会場借上料等）が新規事業分と重複する場合は、人数割等にて算出すること。）。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費とならない。

- ア 補助対象年度と異なる会計年度に属する経費
- イ 補助事業者以外の者が支出した経費
- ウ 補助事業者自身が請求者となっている経費
- エ 備品購入費
- オ 賞金・賞品等に係る経費
- カ レセプションに係る経費、打ち上げ費、手土産代、その他飲食関係費
- キ 事務局経常費（光熱水費、職員給与費）
- ク その他、補助対象として適当でないと判断したもの

6 補助額

(1) 総事業費から他の収入（参加料・協賛金等）を差し引いた額の範囲内で、対象経費の1／2以内を補助する。

(2) 1事業あたり20万円を補助上限額とし、全体予算内で調整する。

7 企画提案

事業の実施を希望する者は、次のとおり企画提案を行う。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（別紙1）
- イ 事業計画書（別紙2）
- ウ 収支予算書（別紙3）
- エ 審査の基準に関する説明書（別紙4）
- オ 団体規約・役員名簿、令和6年度事業報告書、決算書、令和7年度予算書

(2) 提出期限

令和8年2月16日（月）午後5時（必着）

(3) 提出方法

(1) に定める書類を提出期限までに、次の提出先へメール又は郵送にて提出すること。

〈提出先〉 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課

企画・生涯スポーツ担当 橋
メール sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

(4) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に関わらず提案書作成者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8 補助金の内定

- (1) 審査の結果、補助金を交付することが適當と認めたときは、内定を行う。
- (2) 内定された補助事業者は、別途補助金の交付に係る手続きを行う。

9 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案書締切 令和8年2月16日（月）
- (2) 事業内定 令和8年3月中旬
- (3) 補助金交付申請書締切 令和8年3月23日（月）
- (4) 事業決定 令和8年4月 1日（水）

※ 本募集は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために募集の手続きを行うものである。事業の決定や予算の執行は、令和8年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になる場合がある。

10 留意事項

- (1) 企画提案書及び補助金申請関係書類は、必ず企画提案団体の構成員が作成すること。
- (2) 県は、補助事業の実施に当たり、実施団体の求めに応じて、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力をを行う。
- (3) 県は、必要に応じ、補助事業の実施状況及び会計処理状況について、調査を行うことができる。
- (4) 事業実施の際は、傷害保険・賠償責任保険に加入や、気候変動の対応をするなど、安心安全対策を徹底し、最善の注意を払って実施すること。
- (5) 再委託により、事業を実施することは禁止する。
- (6) 事業完了後は、事業実績報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、県に提出すること。
- (7) 令和9年度以降の本事業実施（未定）については、事業の活性化のため、新規申請や新しい取組を優先し、採択回数の上限を設ける予定です。あらかじめ、ご了承ください。

11 問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課 企画・生涯スポーツ担当 橋
電話 088-621-2113 ファクシミリ 088-621-2819
メール sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp